

平成 25 年度 第 1 回市民参加推進会議（概要）

開催日時	平成 25 年 5 月 22 日（水） 午後 3 時 00 分から午後 5 時 25 分まで
開催場所	市役所 3 階 特別会議室
出席者	委員 吉井信行会長, 坂野喜隆委員, 上坂千昭委員, 小林茂委員, 林章委員, 谷本滋宣委員, 土山勝實委員, 野崎恒昭委員, 加藤重雄委員 事務局 市民活動支援課 川上課長、元田主査補、五十畑主事 欠席者 1 名 池川悟副会長 傍聴者 0 名
議 題	1 平成 24 年度答申に対する取り組み実績について（報告） 2 市民参加推進会議への諮問事項について 3 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について 4 総合的評価方法・評価区分の見直しについて
資 料	平成 25 年度第 1 回 市民参加推進会議資料 資料 1 平成 23 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について 資料 2 審議会に係る一時保育実施の手引き 資料 3 平成 24 年度市民参加条例該当事業概要 資料 4 市民参加の総合的評価チェック項目 資料 5 総合的評価 評価シート（現行・当初） 資料 6 総合的評価 評価シート（事務局案）

【開 会】

【会長あいさつ】

- こんにちは、今年で、我々の任期の最終年度となる。一昨年度、昨年度からの積み残しが今年の期でクリアにすることが求められている。
- 今期にあたっては、単なる評価に留まることなく、評価基準の見直しや今までの課題を解決することで、歴史を刻めるように残せば良いと思う。
- 今回は、第一回目の会議となるので、そのあたりについても、事務局から説明をすることとなる。次第に沿って会議を行いたい。よろしくお願いします。

議題ごとに事務局から説明

【議題 1 平成 24 年度答申に対する取り組み実績について】

事務局から資料に従い説明、今後のスケジュールについても言及 質疑なし

〈平成 24 年度に実施したこと〉

- 審議会・条例の遵守→市長から職員に対して指示
- 審議会の委員の子どもの一時保育を市が制度化することで、若い女性の市政への参加を後押し（資料 2）

〈平成 25 年度に実施すること〉

- 総合的評価の見直しについては、今回行いたい →議題 4 で議論
- 市民討議会・無作為抽出による市民参加制度の研究 →第 3 回会議で検討
- 条例上の課題の見直し →第 3 回会議で検討
- 審査会における公募委員の構成 →市民参加推進会議に報告
- 常設型住民投票条例制度の調査 →講演会（勉強会）開催予定

【議題 2 市民参加推進会議への諮問事項について】

事務局から資料に従い説明、対象事業について議論

〈主な議論〉

- 「まちづくり推進事業」、「地域のまちづくり計画策定・推進事業」については、事務局の説明のとおり、相手方（地域の市民）の準備が整って、はじめて市が、市民が計画を策定するのを支援することができる事業である。地域の市民が計画を策定しない限り、市が実施する事業は、制度の周知に限られてしまうことから、実質的な評価をする必要がないのではないかと考えている。
- 事務局はどのように考えているか。

→（事務局回答）

2 事業については、確かに市民参加条例の対象事業となるが、ご指摘のとおり地域で計画を策定されない限り事業は終了しない。また、事業終了までは事業や制度の周知以外に市が主体的に事業展開を行うことができないことから、評価の意味はほとんどないため、わざわざ評価をしなくて良いのではないかと考えている。

〈結論〉

2 事業については、事業の存在について記述するにとどめ、評価を行わないこととする。

【議題 3 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について】

事務局から資料に従い説明

〈主な議論〉

会議録の発言委員名の記載について

- 事務局から、会議概要について、他の審議会に先駆けて、発言委員名を表記しても良いのではないかと提案があったが、事務局はどう考えているか。
- （事務局回答）
- 以前に委員から、質問があったので今回確認の意味で提案させていただいた。会議録について全ての議論を記録するのであれば、発言委員名を表記した方が良いと思うが、概要であれば、発言者名を記録する意味があまりないので、特にこだわらなくて良いと思う。
- 昨年度から会議録については、会議の概要のみを記述した方が、公開された市民が読むときにわかりやすいので、公開資料として望ましいという議論があった。それを踏まえて特に委員名を表記する必要はないのではないかと考える。

〈結論〉

会議録については昨年度を踏襲し、概要を記録するものとし、委員名は記載しない。

会議の開催日程について

- 第3回会議及び第4回会議の日程の確認
→ 第3回会議 10月9日(水)午後3時～ 第4回会議 11月13日(水)午後3時～
会場は、いずれも市役所3階会議室2で開催
- 事務局案として、第3回までの間に市職員を対象として、市民参加条例及び市民参加の方法について、講演会を開催したいと考えている。講演会については、委員も対象とするので、ぜひ、ご参加いただきたい。詳細については、決定次第連絡する。

(事務局)

- 今年度については、かなり議論すべきことが多い。4回の会議で終わらせたいと考えているが、第3回終了時の時点で、議論すべき内容が終わらないようであれば、会議回数の追加を含めて検討することとしたい。→委員了承

【議題4 総合的評価の評価方法・評価区分の見直しについて】

議題4及び資料5・6をもとに事務局から説明。

長時間にわたり、委員間で見直しの是非も含めて議論を尽くしたが、委員の考えに乖離が大きく、結論に至らずに、事務局が次回会議までに結論を出すこととする。

なお、評価方法・評価区分の見直しについては、昨年度、自らが提言したことであり、委員の大方は、見直し及び見直しの方向性について、賛成していることから、見直しする方向で検討することとなっている。

〈事務局説明概要〉

- 平成24年度答申において評価基準及び評価方法の見直しについて提言があったことから、内容を精査し、現評価基準の課題について資料P.5のとおりまとめた。
- 課題について、今までの委員の議論を含めて是正できると考えているものがP.6の事務局案である。
- 評価基準の見直しは、過去にも平成20年度に見直しを行っているので、評価基準の見直しを行うことを禁止するものではなく、より良い制度とするためには、常に見直しをしていくことは必要と考えている
- 今回の見直しのポイントとしては以下のとおり
 - ①配点について全ての市民参加を行わずとも適切な市民参加の方法を採用すれば、100点満点となれるように配点を見直すこと。
 - ②評価区分について3区分では、市民参加の実施にあたり、情報提供などの観点において適切でなくても、市民参加の方法を数多く実施すれば良好という評価となることから、今までの区分とは別の観点の評価が必要であるため、評価区分を見直す
 - ③委員の評価にバラツキがある場合、現段階では調整が困難。ある程度ガイドラインとし

て、具体的なチェックが働くようにする必要があることから、チェック項目を見直す。
④ただし、委員である市民が、市の市民参加のあり方に点数をつけ、絶対評価するというスタイルは、白井市独自であることから、見直さない。

- 事務局の考え方としては、評価の基準を任期の途中で変えることは確かに委員にとって負担とはなるが、3年目ということで、制度に精通されている現委員において評価を見直した方がよりわかりやすいものとなるし、実際に評価をしやすいのではないかと考えており、今回提案させていただいた次第である。今回の会議で議論し、決定すれば、今年度の評価から採用して、評価していただきたい。

〈主な議論〉

評価基準の配点を見直すことについて

- 昨年度自らが評価基準の配点を見直した方が良いという提案をしているので、自らで見直すのは当然である。今までの議論を踏まえた見直しであるので、評価基準の配点を見直した方が良い。
- 見直しすること自体反対である。見直しすることは、過去の評価基準の配点と比べて変化することである。任期の途中で見直しすることは、昨年度と同じ事業が違う結論となる可能性もあるので、次の任期から見直しを行うべきである。
- 見直しは必要であると考えているが、見直しの是非以前の問題として、議論がしつくされていないのではないかと。もう少し時間をかけて見直しをした方が良い。
- 見直すことについて賛成であるが、反対の委員が言うようにスタンダードとなるものが毎年変わるのでは、何がスタンダードになるのかわからなくなる可能性があるため、もう少しそのままだも良いのではないかと。

→評価基準を見直す必要は、昨年度の市民参加推進会議が市長に答申していることから、見直すことは前提であるが、いつ見直すかということについて議論があった。

評価基準の配点を見直すことについて

- 評価基準や配点を見直すことで、各課が事業を実施する際に気を付けるようになって、今は各課が適切な市民参加の手法を実践している。また、各課の自己評価についても非常に厳しい評価で、我々よりも自己評価の方が厳しい。今回の見直しは事務局の説明では、客観性を強く打ち出したということであるので、事務局案が良いと思う。
- 市職員もプロとしての意識をもっており、我々も真剣に市民の視点で事業ではなく、市民参加のあり方について評価をしている。行政に対する評価なので、あいまいな部分を残して評価するよりも徹底した方が良いので、事務局案のとおり質の評価は厳しくすべきだ。
- 評価基準についても、見直しの議論と同様に、示されてすぐ「じゃあ、これでやります。」というようにはいかない。この場で判断することはできない。

配点について

- 資料6 事務局案たたき台1・2とも、実施状況における市民参加の評価点は、どの手法であっても同じ点数となっているのは良いと思う。
- 質の評価ということについては今までも議論となっているが、質というものについては、もう少し議論が必要である。

その他

- 「市民として」という主観をもって、市民参加の実施状況について、評価することができる評価方法は、欠点という見方もできるが、白井市の特徴である。
- 評価の仕方については、簡易に行うのも確かに方向性としては必要であるが、専門性をもって機関である市、そして市長、市職員に対して提言するという事を考えると、市民ではあるが、ある程度の専門性と強い関心をもって、状況を把握しながら皆で議論していくというスタイルも必要なのではないか。簡易にするばかりが審議会に求められているわけではない。
- 評価については、専門性だけが高くなってはいけない。かといって簡易性を求めるあまり、主観だけによる評価や実施状況の実績だけの客観性だけが評価の中心となってしまっては、市民が評価するという条例の趣旨に添わない。評価基準についてはある程度、市民が議論する必要な素地は残した方がよい。
- 今まで課題となっていたもので、実施していないのにもかかわらず、期待値ということで、評価をしていたものがあつた。期待値については、原則評価する必要がないので、評価基準を見直さないまでも、そのようなところの統一はする必要がある。
- 評価については加点方式も良いが、加点方式だと、基準があるようでないので、加点だけでも客観的な基準が必要となる。
- 区分については、もう一区分を作る際に、適当という区分だと、違う意味ともわれないので、適切という表現が良いと思う。

第1回会議終了 17:25